



# 労働者と使用者の トラブル解決を お手伝いします!

解雇、雇止め、パワハラ、団体交渉などで困っていませんか？



埼玉県労働委員会  
マスコット「たまろー」

手続簡単

無料

秘密厳守

お問合せ先

埼玉県労働委員会事務局

TEL: 048-830-6452・6465

FAX: 048-830-4935

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎4階



埼玉県マスコット  
「さいたまっち&コバトン」

# あっせんとは？

労使間の話し合いが行きづまつたときに、労働委員会が間に入り、解決を目指す制度です。

公益・労働者側・使用者側の経験豊かな3人のあっせん員が、中立・公正な立場で双方の主張を個別に伺い、お互いが受け入れられる合意点を探ります。

## あっせんの対象となる労使紛争の例

- 一方的に賃金を引き下げられた。
- 会社から契約を更新しないと言われたが、理由に納得できない。
- 職場のパワハラが改善されない。
- 労働組合と使用者の団体交渉が円滑に進まない。

※ 埼玉県内の事業所での労使紛争が対象となります。

## あっせんによる解決のメリット

- 手續が簡単で無料です。
- 秘密厳守、非公開です。
- あっせん回数は原則1回で、短期間での解決を目指します。
- 労使の円満な関係構築につながります。

## あっせんの流れ

※ 申請からあっせん当日までは、1～2か月程度かかります。

### 事前相談

原則として事務局にお越しいただきお話を伺います。

※ 労働者・使用者のどちらからでも申請できます。

### あっせんの申請

申請書をご提出いただきます。

事務局職員があっせんに参加するよう  
勧奨・説得しますが、それでも相手方が  
参加に応じない場合は打切りとなります。

### 事前調査

事務局職員が相手方からお話を伺います。

相手方があっせん  
参加を辞退

相手方が  
あっせんに参加

打切り

### あっせん当日

あっせん員3名が労使双方から個別に事情を聴取し、  
合意に向けて調整・働きかけを行います。

合意(解決)

不合意(打切り)

あっせんに限らず、労働問題に関する相談(労働組合に関する相談を除く)をご希望の場合は、こちらまで

☎ 埼玉県労働相談センター 048-830-4522 (電話相談受付 平日 9時～16時30分)

(職場での労働者個人と使用者の間における賃金や労働時間、休日・休暇などの労働条件に関する相談窓口)